

○東京藝術大学「I LOVE YOU」奨励金に関する要項

〔令和元年11月5日〕  
学 長 裁 定

(趣旨)

第1条 この要項は、東京藝術大学「I LOVE YOU」奨励金（以下「I LOVE YOU」奨励金」という。）の選考等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 「I LOVE YOU」奨励金とは、学生の芸術実践活動の一層の促進および充実を図ることを目的として、本学の学部学生、大学院生および研究生等の非正規学生（以下、「学生」という。）で、東京藝術大学 I LOVE YOU プロジェクトのコンセプトに基づく芸術活動の実践に関して特に優秀な企画提案を行った者を選考し、奨励金を授与する制度をいう。

(選考対象)

第3条 選考対象となる学生は、東京藝術大学I LOVE YOUプロジェクト学内公募事業（以下、「学内公募事業」という。）に対し、申請代表者として企画提案を行った者とする。

(選考方法)

第4条 「I LOVE YOU」奨励金の受給対象者は、東京藝術大学I LOVE YOUプロジェクト実行委員会（以下、「実行委員会」という。）において決定する。

2 実行委員会は、学内公募事業に提出された企画提案の中から優秀な企画を選定し、当該企画の申請代表者が学生である場合には、当該学生を「I LOVE YOU」奨励金の受給者として決定するものとする。

3 実行委員会は、前項により決定した受給者に対してその結果を通知するものとする。

(奨励金給付額)

第5条 「I LOVE YOU」奨励金の給付額は、1人につき、20万円を上限として、当該学生が申請代表者として学内公募事業に申請し助成対象として採択を受けた企画提案（以下、「助成対象企画」という。）の実施に必要な金額とし、実行委員会が決定する。

(助成対象企画の実施及び報告)

第6条 「I LOVE YOU」奨励金を受給した学生は、助成対象企画を実施しなくてはならない。

2 「I LOVE YOU」奨励金を受給した学生は、助成対象企画の実施後、実行委員会が別に定める様式により、実施報告を行わなければならない。

(奨励金の返還)

第7条 「I LOVE YOU」奨励金を受給した学生が、次の各号のいずれかに該当する場合、本学は「I LOVE YOU」奨励金の全額または一部を返還請求することができる。

(1) 病気・死亡その他の理由により助成対象企画を実施する見込みがないと認められるとき

- (2) 助成対象企画の実施に要した金額が給付額に満たなかったと認められるとき
- (3) 虚偽の申請等の不正な手段により「I LOVE YOU」奨励金の支給を受けたとき  
(財源)

第8条 「I LOVE YOU」奨励金は、原則として、澤和樹学長学術研究基金をもって充てる。

附 則

この要項は、令和元年11月5日から施行する。